

沓岐市農業委員会定例会（令和元年7月）

議 事 録

1. 開催日時 令和元年7月25日（木） 午前10時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 2階 会議室
3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 …番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第38号 沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
 - 議案第39号 沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
 - 議案第40号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第41号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について

7. その他

開 会 （ 午前 10：00 ）

事務局 皆さん改めましてお早うございます。定刻になりましたので、只今より令和元年7月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…番…委員さんより欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより早速、議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「沓岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員にお願いを致したいと思っております。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名致します。

日程第2の議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は、全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。

それから、3件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くこととなります。

25番 土地の所在

芦辺町深江本村触	字鶴路	・・・	地目	畑	面積	245㎡
芦辺町深江本村触	字帯田	・・・	地目	畑	面積	797㎡
芦辺町深江本村触	字稗田	・・・	地目	畑	面積	1,536㎡
同じく	・・・	・・・	地目	畑	面積	629㎡
同じく	・・・	・・・	地目	畑	面積	1,143㎡
同じく	・・・	・・・	地目	畑	面積	1,279㎡
同じく	・・・	・・・	地目	畑	面積	3,938㎡
同じく	・・・	・・・	地目	畑	面積	454㎡
同じく	・・・	・・・	地目	畑	面積	131㎡
同じく	・・・	・・・	地目	田	面積	956㎡
同じく	・・・	・・・	地目	田	面積	534㎡
同じく	・・・	・・・	地目	畑	面積	989㎡

田が2筆で1,490㎡、畑が10筆で11,141㎡、計12筆で12,631㎡

譲渡人、・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は、田が38,437㎡、畑が25,114㎡、計の63,551㎡です。

申請理由

譲渡人 市外在住で管理できない為、現に耕作している譲受人に贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稲・飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラを所有されてあります。農作業暦は本人が46年、妻30年です。通作距離は、遠いもので1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、譲受人が現在、水稲・飼料を作付けてあり引き続き水稲・飼料を作付ける予定でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7月18日に・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 はい、議長。

議長 ・・番・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。地区担当の・・です。

事務局から説明があった通り7月18日に譲受人の・・さん立ち会いの下、現地を確認いたしました。譲渡人の・・さんは壱岐に帰られる予定がないという事で所有されている全ての農地を、譲受人の・・さんへ譲られて、・・さんは水稲・飼料を作付けるという事でありました。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第35号25番は決定いたします。

続きまして、26番の説明を求めます。

事務局 はい、26番 土地の所在

芦辺町瀬戸浦 字浪無・・・・・・・・ 地目 田 面積 1,113㎡

同じく 地目 田 面積 7 2 1 m²
同じく 地目 田 面積 3 9 0 m²

計 田が3筆で2, 2 2 4 m²

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が1 8 9 m²、畑が4, 6 1 3 m²、計の4, 8 0 2 m²です。

申請理由

譲渡人 農業規模縮小の為、譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に野菜の作付けです。農機具は管理機、トラクター、ショベル、ウッドチップパー、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人が6年、父母共に50年です。通作距離は遠いもので200m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、野菜・花を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

7月18日に・・委員さんと譲受人のご両親立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます。皆さんもご承知のように瀬戸の・・家具屋とか知ってありますか。親父さんが亡くなって店を閉められました。その土地なんですよ。今まで在所という事で・・さんが作ってありましたが、農地流動化の期限がきたもので、諸津からやおいかんという事でそしたら目の前に夫婦先生あがりお金持ちの村田さんが居られます。この前現地確認をした時にどうしようかと言ってありましたので、目の前なので買って農業をしないと「呆ける」ばなと言いました。まだ、玉ネギとかインゲン、人参とか作りたいとの夢は持っていますので、それは出来れば農業をした方が良いと思いますと推進を致しました。そういう事で夫婦共、意欲満々でございますので、皆さん、どうかご審議の程よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第35号26番は決定いたします。

続きまして、27番の説明を求めます。

事務局

はい、27番 土地の所在

石田町筒城西触 字高坂・・・・ 現況地目 畑 面積 164.47㎡

同じく・・・・ 地目 畑 面積 930㎡

同じく・・・・ 地目 畑 面積 1,135㎡

同じく・・・・ 地目 畑 面積 900㎡

同じく・・・・ 地目 田 面積 3,443㎡

田が1筆で3,443㎡、畑が4筆で3,129.47㎡、計5筆で6,572.47㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が5,422㎡、畑が19,299㎡、計の24,721㎡です。

申請理由

譲渡人 後継者である譲受人に贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に飼料の作付けです。農機具はトラクター、ロールベアラー、リフト、軽トラを所有されてあります。農作業暦は本人が8年、妻6年です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今まで通りですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

本来ならば・・会長の案件であります。7月18日に・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、すいません・・さん。

・・委員

はい、お早うございます。今、事務局から説明がありましたように7月18日に現地確認をしました。これは、贈与ですので別段問題はなかろうかと思っておりますので、皆さんご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第35号27番は決定いたします。

続きまして議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。2番の説明を求めます。

事務局 議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

2番 土地の所在

石田町池田西触 字上池田・・・の一部 地目 畑 面積 1,634㎡
のうち275㎡ 転用目的 農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 既存の飼料置場が狭くなった為、牛舎に近い申請地を飼料置場として利用したいので、申請します。というものです。農振農用地区域内の農地で用途区分の変更が県の同意を得て、令和元年7月8日に完了をいたしております位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。用途区分変更の折（6月25日）、・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。これは前回の内容と一緒に何も変わりませんのでよろしくをお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第36号、2番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局 3番 土地の所在

石田町久喜触 字白石・・・・・・・・ 地目 畑 面積 274㎡
転用目的 一般個人住宅

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 子供が壱岐で就職し、家が手狭になる為、申請地に新たに居宅を建築したいので、申請します。というものです。農振農用地区域外の農地で農地の分類は住宅が密集している中にある第3種農地として判断いたしております。位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。7月18日に・・委員さんと申請人のお母さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。
 議長 はい、・・・番・・・委員。
 ・・委員 18日に現地を確認しました。
 内容につきましては、事務局からの説明の通りでございます。
 今の住まいが一寸狭いので家を建てて子供たちにやりたいという事です。
 ご審議をよろしく申し上げます。
 議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし
 ょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第36
 号、3番も、意見を付して進達いたします。
 続きまして議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」を
 議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。
 事務局 はい、10頁をお願いします。議案第37号「農地法第5条の規定による
 許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたの
 で、審議のうえ意見を付して進達の要がある。
 10番 土地の所在
 芦辺町箱崎中山触 字赤畑 ・・・・ 地目 畑 面積 532㎡
 転用目的 一般個人住宅
 譲渡人、・・・・・・・・・・
 土地の所在
 芦辺町箱崎中山触 字赤畑 ・・・・ 地目 畑 面積 542㎡ 計 2
 筆で1,074㎡となり、一般住宅の上限面積500㎡を超えておりますが、
 法面が528㎡、進入路が47㎡ありますので、有効面積は499㎡となりま
 す。
 譲渡人、・・・・・・・・・・
 譲受人、・・・・・・・・・・
 申請理由 現在、借家に住んでいる為、申請地に新たに居宅を建築したいの
 で申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。
 農用地区域除外は県の同意を得て平成31年4月25日に完了を致してお
 ります。
 農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地とし
 て判断を致しております。
 位置図、写真、配置図は11頁から13頁です。農用地区域除外の折（2月
 19日）に・・・委員さんと譲受人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っ
 ております。
 以上で事務局からの説明を終わります。
 議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。
 ・・委員 議長。
 議長 はい、・・・番・・・委員。

・・委員 度々、・・でございます。事務局から先般、農地除外申請は終わりました今から転用にはいりますという連絡がきましたので、その旨を伝えておきました。転用の許可が8月20日頃だったですね。それ以降でないと工事に着工はしないで下さいと言う内容を伝えておきました。皆さんよろしくお願い申し上げます。そういう事です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第37号10番は意見を付して進達いたします。

続きまして、11番の説明を求めます。

事務局 はい、11番 土地の所在

石田町池田西触 字平田 ・・・・ 地目 畑 面積 741㎡

転用目的 農業用機械倉庫

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

申請理由 申請地に農業用機械倉庫を建築したいので、申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域内の農地で用途区分変更は県の同意を得て平成31年4月26日に完了を致しております。

位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。用途区分変更の折（4月22日）に・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 ・・です。申請地は、道路より低いために盛土をされますが、その後は法面保護を行なわれます。それから建物の高さも5m程度ですので、周辺農地への影響はないと思われまます。ご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第37号11番は意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第38号 「老岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、17頁をお願い致します。

議案第38号 「老岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

5番 土地の所在、

郷ノ浦町庄触 字池ノ下 ・・・・ 地目 畑 面積 434㎡

除外目的、宅地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地に、居宅を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は18頁から20頁です。7月16日に・・委員さんと申請人ご夫婦立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 お早うございます。武生水地区担当の・・です。7月16日事務局と・・さんご夫婦の立ち会いの下、現地確認を行いました。

申請人の・・さんは現在、借家に住んでありまして、奥さんの希望により申請地に新しく居宅を建築したいという事であります。

申請地の北側と東側に農地がございますが、周辺農地とは十分距離をおいて設計・建築されるという計画であります。

また、合併浄化槽を設置されますので、周辺農地には何ら影響はないと思われれます。

皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第38号5番は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第39号「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、21頁をお願いします。

議案第39号「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

6番 土地の所在、

芦辺町箱崎諸津触 字八斗蒔・・・・・・ 地目 畑 面積 208㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地に牛舎を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は22頁から24頁です。23頁の写真を見て頂きますと許可を得ずに切土を行っておりますので、6月5日付けで違反転用連絡票を提出しました所、令和元年6月25日付けで「簡易手続相当の違反案件の基準」に該当するという事で追認許可相当との通知が来ておりますので、申し添えておきます。7月18日に・・委員さんと申請人立ち会いの

下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。只今事務局の方からの説明の通り18日の午後1時30分より申請人立ち会いの下、現地確認を行いました。・・・さんは、現在繁殖牛、育成牛合わせて26頭の飼養をしておられます。認定農業者でもあります。今回の牛舎の建築につきましては、現在の牛舎が狭くなった為に、子牛用の牛舎と育成用の牛舎合わせて20頭規模で計画されております。離乳から市場販売まで繋がれるのと育成牛につきましては、離乳から1歳位まで去勢をする前位まで繋がれるそうでございます。

皆さん方ご審議宜しくお願ひします。以上でございます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第39号の6番は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第40号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第41号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思ひます。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第40号と議案第41号は関連がございますから、一括して説明させていただきます。25頁をお願い致します。

議案第40号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。

26頁の令和元年7月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度25頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定の5年間の田が1筆で848㎡、10年間の田が6筆で7,664㎡、7筆で8,512㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、27頁をお願い致します。議案第41号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。28頁の令和元年7月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度27頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法

人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第40号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第40号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事でありませう。何かございませうでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第40号と議案第41号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

議長

【常設審議委員による宇久島の視察研修の内容説明】皆さん方から何かございましたら。ございませうでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようございませうので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思ひますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございませう。